

全日本アンサンブルコンテスト島根県大会実施規定

(総 則)

第1条 全日本アンサンブルコンテスト島根県大会は島根県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加し、毎年12月に実施する。

第2条 実施会場地は理事会に回り総会においてこれを定める。

(実施部門および人員等)

第3条 実施部門は次の通りとする。

- ①中学生の部 ②高等学校の部 ③大学の部 ④職場・一般の部

第4条 各グループの編成は3名以上8名までとする。

なお、合同の場合には登録時の部員数の合計が8名以内であること

第5条 1団体から出場できるグループ数は次の通りとする。

- ① 中学生の部 1グループ以内
② 高等学校の部 2グループ以内
③ 大学、職場・一般の部 制限なし

(資 格)

第6条 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

①中学生の部

同一中学校に在籍、または校外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。(活動を共にする小学校児童は認める) なお、複数の学校による合同での参加も可とする。

②高等学校の部

同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

③大学の部

同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。

ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

④職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第7条 同一奏者が2つ以上のグループに出場することは認めない。

(演奏・審査)

第8条 ①編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。

ただし、コントラバスのみによる編成は認めない。

②同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。

② 独立した指揮者は認めない。

第9条 出場グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。なお、登録後の曲目変更は原則として認めない。

著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(注) 1) 作曲家の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社など)が行っている。

第10条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第11条 出演順序は実行委員会が抽選により決定する。

第12条 審査員は理事会において人選し、これを会長が委嘱する。

審査員の数は原則として5名とする。

審査方法は総会の定める全日本アンサンブルコンテスト島根県大会審査内規による。

第13条 表彰は部門ごとに金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。

(県代表)

第14条 全日本アンサンブルコンテスト中国大会に推薦するグループ数は、中学生の部、高等学校の部はそれぞれ7グループ、大学の部は2グループ、職場・一般の部は職場加盟団体から2グループ以内、一般加盟団体から3グループ以内とする。

ただし、中国大会が島根県で開催される場合は中学生の部・高等学校の部においてそれぞれ8団体とする。

(その他)

第15条 コンテスト実施にあたっては共催、または後援団体を持つことができる。

第16条 その他、開催上の細目については実行委員会が定める。

第17条 この規定は総会の議決により改定することができる。

平成元年4月28日

改定

平成2年1月27日 平成3年1月18日 平成5年1月22日 平成15年4月25日 平成16年1月15日

平成16年6月25日 平成17年1月20日 平成19年2月8日 平成20年2月20日 平成21年2月19日

平成24年4月20日 令和5年4月21日 令和6年4月19日